

広島国際学院大学障がい学生への支援に関する基本方針

平成28年3月31日制定

(趣旨)

第1 この基本方針は、広島国際学院大学（以下「本学」という。）が、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障がい、精神障がいその他の心身の機能に障がいのある学生及び障がいがあると思われる学生（以下「障がい学生」という。）に対し、支援を行う場合の基本となる事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2 本学は、障がい学生に対する支援活動を通じ、全ての学生が、互いの人格・個性を尊重しながら、よりよい学生生活を送ることができるよう、また、人間的に成長し自らが主体的に活動できるよう取組みを進める。

2 本学は、本学に在籍する障がい学生が、その障がいにより学生生活に不利益が生じないように支援する。

3 本学は、障がい学生に対し、その障がいの内容や程度、当該障がい学生の希望、他の学生との均衡、本学の事情等を考慮し、個別に必要かつ合理的な支援を行うことにより、障がい学生を含む全ての学生にきめ細かい教育を提供する。

4 障がい学生に対する支援は、個々の教職員のみで行うものではなく、大学全体として行うものである。障がい学生が所属する学部等だけではなく、関係教職員が部署を越えて連携し全学的な体制で行う。

5 関係教職員は、より迅速・適切に障がい学生に対する支援を行うため、当該障がい学生に関する情報を共有し、支援策を協議する。支援策については、障がい学生や、或いは必要に応じて保護者と話し合い合意形成に努めるとともに、本学の体制面や財政面を勘案し、協議するものとする。

学部長は、当該支援策が適当であると判断した場合は、関係部署に理解、協力を求めるものとする。

(個人情報の保護と守秘義務)

第3 関係教職員は、障がい学生の個人情報を厳格に管理し、障がい学生に対し、連携して支援するため必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有するものとする。

2 関係教職員は、障がい学生の個人情報を共有する場合、支援のために必要であることを説明し、その理解を得た上で同意を得るものとする。

(関係教職員による支援策の協議)

第4 関係教職員の範囲、当該関係教職員が障がい学生に対する支援策を協議する場合の取扱いは、別に定める。

(支援体制)

第5 学長は、大学全体として障がい学生に対する適切な支援が行われるよう、相談体制の整備を含む支援体制を確保するとともに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

2 支援に当たっては、関係部署及び関係教職員は十分な連携を図るものとする。

(基本方針の改廃)

第6 この基本方針の改廃については、大学協議会の議を経て行う。

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。